

厚生常任委員会

平成19年11月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日は、町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けしたいと思います。

芳村副町長。

（副町長挨拶）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに1. 継続審査案件です。（1）（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについて報告させていただきます。

（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、現在、建設工事中有りま。現在、1階の基礎工事を行っておりまして、11月13日現在の工事出来高は20%であります。機械、電気設備工事では、建築工事に伴います必要なスリーブ管や空配管等を行っているところであります。平成20年5月28日の完成を目指し、概ね順調に工事を進めておるところでございます。

工事現場周辺や工事車両通行経路の住民の方へは、コンクリートの打設日の車両の通行が多い日には、事前に回覧を行いまして、また、工事中の騒音等にも十分配慮を行い、工事に対する理解を得ながら進めているところでございます。

また、管理及び運営につきましては、10月には県内、県外の類似施設の調査研究を行いまして、現在、町としての方針をまとめているところでございます。

9月の厚生常任委員会では、運営については利用される方などの意見を聞き、その場で協議を行うようにとご意見をいただいたことから、関係福祉団体や利用者団体の参加をお願いして、総合福祉会館運営会議を開催し、その会議において運営方針をお示しし、ご意見をいただいた上で運営方針をまとめてまいりたいと考えております。

この運営会議につきましては、福祉会館の運営に関する協議をお願いし、委員は自治会連合会、民生児童委員協議会等の関係福祉団体、学識経験者等で15名以内で組織いたしまして、任期は2年、無報酬で開催するものであります。

現在、委員につきましては、自治会連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、福祉作業所、虹の家、精神障害者家族の会、ボランティア連絡協議会、子育てサポーター、母子保健推進員、食生活改善推進員協議会の13の団体に委員の推薦を依頼しており、12月初めに会議を開催して、協議を行いたいと考えております。

12月の当委員会には、運営会議に提案しました内容を委員皆様にもお示しすることができると考えておりまして、運営会議でその後協議を行い、2月中には、いただいたご意見を参考にしながら方針を取りまとめてまいりまして、当委員会にもお諮りしたいと考えており、総合福祉会館の完成後のスムーズな運営ができますよう進めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、総合福祉会館が健康、福祉の拠点として、多くの町民のみなさんに愛され親しまれ、ご利用していただけるような施設となります

ように、総合福祉会館の愛称募集を12月広報で行たいと考えております。募集は、一般公募とし、対象は町内在住又は町内に勤務されている人としします。愛称は、10文字程度までで、ハガキ、FAX、Eメール等で1人1点の応募としします。募集期間は、12月17日(月)から平成20年1月31日(木)までとし、選考委員会において、愛称採用者1名決めまして、愛称を決めてまいりたいと考えております。

今後も事業の進捗状況、運営方針につきまして、議会にご相談しながらより良い施設の建設と運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、各委員より質疑、意見があればお受けしていきたいと思っております。いかがですか。 木田委員。

木田委員 今、進捗率が20%で1階基礎工事中って報告受けましたけれど。1階基礎工事中ということは、床下にですか、水を貯留する槽というのですか、そんなんを設置するという聞いたように思いますが。その部分は出来て、その建物部分の基礎工事をしておるとい、そういう段階なんですか。

福祉課長 今委員からご質問ありました大雨のときの貯留施設でございます。雨流の貯留槽でございますが、その1階の基礎工事、コンクリート打つ時に同時に、その地下でございますので施工しております。現在、その貯留槽も終わりました、その上の1階の基礎工事、もうコンクリート終わっておりますが、その後の1階の柱でありますとか、鉄筋の組み立て工事でありますとか、そのへんを今進めているところでございます。

木田委員 貯流水というのですか、その量は忘れてしもてんけれど、何トンくらいかとですね、そして、それによって農業用水なんかにも利用できるのかなというふうに思いますが。雨さえ降ればそれは順次流し

てしまう、そういう形になっているんですかね。

福祉課長 その貯留槽の大きさは、600立方メートルでございます。その水の利用なんです、大雨の時に周囲に被害を及ぼさないために貯留槽を設けております。敷地内の水をいったんその貯留槽に貯めまして、大雨が終わった時点で周囲の被害がでないように施設から排水すると、ポンプ排水するという設備になっております。ですから、普段は空っぽという状況にしておりますので、農業用水等には利用してもらえないというふうに考えております。

委員長 ほかに委員さんのほうからございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 まあ一般的な意見というか、感想みたいなことになるんですけど。里川委員長の主導のもとに、近隣市町村の類似施設を見学してまいりました。つい最近もすぐ近くの平群とか見学させていただきました。率直な感想を言いますと、既に失敗しているという例がたくさん見えました。例えば、すぐ向い側に民間の大きなスーパー銭湯があるにもかかわらず、入浴施設をつくってあると。そこを実は私、風呂好きです。スーパー銭湯にも行き、この町ではこういうものをつくったんだなと思って1回入ったことがあります。現在は全然使われておりませんで、行きましたら、電気消して長年使われていないというような状況になっておりました。私も入ったことがあるんですけど、金額にかかわらずこういう所は利用しないだろうなと思った通りの結果になっている所もありました。大方の市町村の類似施設ですと、町のある部分が本庁舎から2部門が行った、1部門が行ったと。そこだけが電気がついて、他はほとんど電気がついていない暗い状態であると。とってもよその町のことながら、胸が痛むような気がいたしました。住民の税金が有効に使われていないなど。これに関して、まず箱物ありきだったところに問題があるんじゃないかと思いました。斑鳩町においても、そういう近隣市町村のなかでは一番最後にこういう施設を

つくるわけでしょうから、色んな勉強をされてきたらと思う。また、失敗は許されないだろうと思います。よその市町村さんがどのように責任をとったのかどうかそれは分かりませんが、住民が確かにその施設を100%利用されていないという点では、住民のほうにマイナス、不利益がいつているだろうと考えます。こういうことに関して、まず先にこういう施設、こういうものをやりたい、だからこういう箱が要るんじゃないかと。こういう発想のもとにやられたことだろうと思います。けれども今聞きますと、箱物が先で、それを充実させるにはどうしたらいいかと考える、こういうようなお答えでしたので、ご発表でしたので、また一つ心配が出てきたな、我々議員も当然責任があるわけですから、いっしょになって十分に活用できるような施設にしなければならないと、あらためてそう思いました。

ところで、よく一般的にこういう箱物に関しては、人が集まってくる箱物は成功であって、人を集めてくる箱物は失敗であると、こういうふうに一般的に言われております。斑鳩町の場合は、担当部署としましては、そのへんについてどのようにお考えですか。

住民生活
部長

この総合福祉会館につきましては、今日まで総合福祉会館検討委員会、そしてまた関係団体等によりますワークショップ等におきまして、この建設につきましては、ご意見を賜ってきたところでございます。そういったなかで、この施設につきましても、今後どのように広くの町民の皆様方に使っていただけるかという運営面につきまして、今後、先ほど課長も申しました運営会議におきまして、ご意見等賜って、そしてより親しまれる施設にしていこうという目的で行うものでございます。また、この施設につきましても、先進地事例を見てきておりますけれども、そういったなかで、そういった失敗例もおっしゃいますけれども、そういったことのないように、またこの運営会議等にもお諮りしてご意見を聞いていき、多くの方に使っていただけるようにという思いで考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 私のほうから1点確認をさせていただきたいんですが。愛称を募集するということも前の委員会で言っていたかまして、本日の委員会ではっきりとお示しをいただいたわけなんです。これの選考委員会ですね。選考委員会というのは、どんなふうに委員会もたれるのか、委員のメンバーですね、メンバーであったり、それから審査の基準であったり、というものが今の説明のなかにはなかったと思いますので、この点については再度説明をお願いしたいと思います。

西川福祉課長。

福祉課長 今、愛称につきまして選考委員会を設置するわけでございますが、選考委員会の委員につきましては、先ほどご報告させていただきました総合福祉会館の運営会議の委員をお願いしたいと考えております。といいますのは、この施設、愛称はもともと町の施設でありますし、町民住民の方が親しみをもって利用していただくという愛称を決めたいというのが大元でございますので、委員さんにつきましてもその利用される方を入れたなかでの、運営委員会の委員をお願いしてはと考えておりますので、それをお願いしたいと思っております。

委員長 わかりました。先ほど吉野委員からもご意見ございましたが、私たち近隣の総合福祉会館が建てられるにあたって、必要であるということで進められた状況というのは、介護保険だったのですが、介護保険が始まるというあの時期に、近隣でもたくさん総合福祉会館などの建設が行われ、そして今、色んな制度が大きく変ってくるなかで再度現地の調査を当委員会として行わせていただきましたが、確かに、これはちょっとと思うような状況などが近隣でも見られたように私も思います。再度年月が経って、現地調査をさせていただくなかで、私たちもこういうことになってはならないという思いを抱かせていただきました。その思いが、多分先ほどの吉野委員のご意見だったと思うのですが。整備検討委員会のほうにも私も以前から関わってきましたので、

方針や色々固まっておるものの、やはり人が集まって人が使ってこそその総合福祉会館です。運営会議のほうですね。細かい点についても十分な協議、そして住民さんたちへのPR、こういったことを重視してこれから進めていっていただきたいというふうに思っておりますので。また更には条例などについては、当委員会で私たちも色々審査をさせていただかなければならないと考えておりますので、委員皆様方におかれましてもまた慎重にご審査いただきたいというふうに、私のほうからも、理事者側にも、委員皆様にもまたお願いをしておきたいと思っております。

ほかにこれにつきましてございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案について、予め説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、理事者の説明を求めます。 清水住民課長。

住民課長 それでは、斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてご説明申し上げます。

郵政民営化により地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正が平成19年10月1日から施行されることにより行うものであります。それでは資料1をご覧ください。資料に基づき説明をさせていただきます。

第1条では、郵便局の指定及び郵便局の名称でございます。事務取扱郵便局といたしましては、竜田郵便局、法隆寺郵便局、斑鳩興留郵便局の3局でございます。第2条では、事務の範囲で、現在取り扱っております戸籍、納税証明書、外国人登録記載事項証明書、住民票の写し等、戸籍の附票、印鑑登録証明書であります。現在の事務取扱いの範囲と同じであります。第3条、取扱期間につきましては、平成2

0年1月1日から平成21年3月31日でございます。協定につきましては、現在取り扱っている事務委託の協定につきましては、郵便局株式会社の合意のうえ協定を結ぶものでございます。それと附則の指定につきましては、平成20年1月1日から施行になっております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 現在年間でどれぐらいの数を住民が利用されているのかということ、これによりますと21年3月31日までということなんですが。これ以降というのは、とりあえずこれで止めるということなのか、引き続きこれをやるということなのか、ということと、それともう1点。郵便局が民営化されるということは、他の金融機関と同じような扱いになるのか、それとも民営化なっても郵便局はこれは別なんでこういうことができるということなのか、そのへんのところお尋ねしておきたいと思います。

住民課長 19年度の10月末現在の件数でございますけれど。竜田郵便局で47件、法隆寺で76件、斑鳩興留郵便局で106件の件数がございました。続きまして、この期間でございますが、平成21年3月31日に切れるということで、また続きましてその後もまたいくようでしたら議会の議決をもらって進めていくことになります。

住民生活部長 それと、郵政民営化に変わりましたが、この制度が郵便局でできるのかということでございます。これは確かに民営化になりましたけれども、特例法がございまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う法律、この法律に基づきまして民営化後も郵便局株式会社のほうでこの地方公共団体の事務の一部を取り扱わせることができると、このようになっております。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに委員さんのほうからございませんでしょうか。 中川議長。

議長 西谷委員の質問と重なりますけれど、この21年3月31日までと期限を区切ってますけれど、その後また必要やったら議決をもらって期限を伸ばすということやけれど。これ毎年、1年ごとにそういうことしはるのか、次は、必要やったらずっと、1年1年の協議になんのか。

住民課長 1年ということで。今ちょうど1月1日からなりますので、中途半端なので3月31日までしてはいますけれども、大体1年か2年。今現在では、また更新ということで。1年で切るようにしています。また、議会の議決をもらって、必要でしたら進めてまいりたいと思います。

議長 1年1年で契約を結んでいくと。1年の期限で契約を更新していくという理解でよろしいですね。

住民課長 はい。そういうふうに思っております。

委員長 ほかに委員さんのほうでございせんか。そうしたら、質疑を終結させていただきます。

以上、12月定例会の付議予定議案につきましては、予め説明を受けたということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進課長 それでは、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。資料2に基づいてご説

明いたします。

今回の補正予算の内容は、人件費、いわゆる人事院勧告等の影響額、及び事務経費に係る増額をお願いするものでございます。

まず、資料2の下段の歳出からご説明申し上げます。

歳出では、総務費で37万3,000円の増額、内訳といたしまして、人件費所要額16万2,000円。内部管理費といたしまして21万1,000円の増額をお願いするものでございます。このうち一般管理内部事務につきましてでございますが、その内容といたしましては、前期高齢者の一部負担割合が来年4月から2割となる予定であったものが、1年に限り1割のまま据置きとなることが予定されております。この該当者には「高齢受給者証」を交付しておりますが、これは毎年8月に更新することとなっており、すでに対象者には平成20年4月からは2割になる旨の記載した受給者証を交付しているものでございます。平成20年4月以降も1割である旨を証明する必要がありますことから、新しい「高齢受給者証」を作成し、交付するための経費を計上するものでございます。

また、平成20年度から、国保レセプトの管理、及び特定健康診査のデータ管理を、国保連が構築する情報管理システムにより運営することを予定しております。通信回線によるデータの送受信を行うため、役場内の初期導入経費、あるいは回線使用料を計上させていただいたものでございます。

続きまして歳入でございます。歳入は、第7款繰入金で、先ほど歳出でご説明させていただいた経費37万3,000円につきまして、一般会計より繰入をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりました。委員皆さんからの質疑やご意見などを受けたいと思うのですが、その前にですね、ただ今報告ありました人件費での

増額、そしてまた今後、先ほど最初に副町長からのご挨拶でも、補正予算が人件費に関わることで、ということでご挨拶の中に入っておりましたが、新人の議員さんも多いことですので、この際ですね、審査にあたります前に、この人件費、なぜ増額になったのか。人事院勧告の件につきまして、総務部長もご出席いただいておりますので、先にその説明のほうしておいていただけたらと思います。

池田総務部長。

総務部長

人事院勧告につきましては、国のほうで出されまして、これにつきまして今、与党の閣議決定はされております。その閣議決定の内容でまずご説明申し上げたいと思います。この閣議決定に基づきまして、今後法案のほうで国を通りましたら、町のほうでその一般職の給与の条例につきましても12月議会に上程させていただきたいと考えております。

まず、その内容でございます。3点ございます。1点につきましては、一般職の給与の改定でございます。この給与改定につきましては、いわゆる初任給、若年層、いわゆる1、2級、3級までの職員さんについては給与改定を行いますよという内容になっております。ですから、4級以上の係長以上の職員につきましては給与改定はございません。その率でございますけれど、1級、2級、3級の平均で、斑鳩町の場合、0.165となってまいります。これは平均の改定率でございます。その影響額でございますけれど、約50万円でございます。本町の場合でしたら約50万円となっております。

それと2点目でございますけれど、扶養手当の改定でございます。今現在、6,000円の扶養手当が6,500円に改定をされます。これの影響額につきましては、本町約70万円となっております。

もう1点。期末勤勉手当でございます。今現在、期末勤勉手当は4.45の支給をいたしております。4.45か月分。うち期末手当は3、勤勉手当は残りの1.45となっておりますわけですけれども、このうちの勤勉手当分を1.45から1.5と、0.05か月分を改定すると

いうことになっております。これの影響額が約360万円となっております。

それとこの内容につきましては、平成19年4月1日に遡りまして施行をお願いしたいということで、12月議会に上程をお願いしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、常勤の特別職、いわゆる町長、副町長並びに非常勤の特別職、議員さんなどにつきましては、現在の期末手当の率で据え置きということでお願いをしたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。総務部長もご出席いただいていることから人事院勧告についてのご説明についてもお受けしたわけですが。ただ今の各課報告事項の(1)につきまして、委員の皆さんから何かお聞きしたいことがございましたらお受けしていきたいと思いますが、いかがですか。 木田委員。

木田委員 人事院勧告ということで、人事院からそういう勧告があった場合、どうしても財政的に苦しい町として、それを職員に辛抱してもらうということは多分できないと思いますけどね。それやったら上から下ってきたやつがそのまま補正予算というのですか、それにのせられてくるのかと思いますけれど。今までそういう人事院勧告で、斑鳩町として、今、幅持った率なんかあると思いますけれど、それを抑えてとか、そのまま受けないかんように法律的になっているのか、そのへんのところはどうなっているんですかね。

総務部長 給与条例につきまして今日まで、斑鳩町の場合でしたら国の給料表を基に町の給料表を使っておりますんで。県も同じですけど。近隣の町村、県も見ながら、人事院勧告が出た場合におきまして、その実施状況を勘案しながら本町でもやっておりますので、人勧が出た場合において、例えば今日まで解決しなかったという例はございませんので、それでご理解をいただきたいと思います。そのことによりまし

て、職員の数が減ってきている状況でありますけれど、職員の意識向上等にも影響いたしますので、ご理解をいただきたいと考えております。

木田委員 それはようわかりますけれどね。だから、上から下ってきたやつがそのまま実施されているという状況がずっと、人事院勧告いうたら続いているわけでしょ。だから、それはそれで上級の報酬いうのかね、給料貰っている人はそれ据え置きやからいいし、下の人は引き上げてくれはったらそれでよろしいけどね。そやけど、それを町は財政的に苦しいとんなんか言ってもそれは拒否っていうか、なんか抑えることができないということは、やっぱりそれは上から言ってきたらその通りにやっていかないかんということと違うんですか。

総務部長 財政的に苦しいという事情もございます。その財政的に苦しいという事情、例えば財政再建団体になるとか、また今度財政の法律ができましたけれど。早期に再建団体になった場合におきましては、給料についてどうあるべきかという議論はなつてこようかと思っておりますけれども、今現在、斑鳩町におきましては、一応実質収支も黒字になっておりますし、将来を見通すなかでやはり色んな歳出がございますけれど、歳入が減ってくるなかで、今から儉約していつてそれに見合う財政規模にもつていこうということに進んでおりますんで、今直ぐに職員の給料を引き下げ又は改定しないという状況にはございませんので、そういう状況になりましたらば、また改定を見送りという事態もあろうかと考えておりますけれど、今現在ではそういう状況ではないということで、人勧に基づいて改定をしていきたいと考えております。

木田委員 私はね、仕事に見合った報酬を受ける、それは職員としてもそれだけの意欲をなくするような給与体系になったらいかんと思うのでね、それはもう確かに職員の給与は上げていただいて結構なんですけれどね。やっぱりこれから先のことも考えてね、色んな事業をするにして

も、なににしても、町の財政が苦しい苦しいって口癖のように言ってますわな。だから、そのなかであってね、これからもずっと人事院勧告の何があればそれに添うてですな、まあ斑鳩町の場合は今そないしてできるだけ余裕というのですか、それがあから結構なんですけれど、そういう事態に陥った場合に部長言ったように、そういうことも考えていかなあかんのと違うかなと思うけれども、やっぱり長期にそういう計画をもってですね、考えていかなあ、その時になってあわててもですね、やっぱり夕張とかああいうふうな再建団体になってしまったらですよ、もう職員一生懸命に仕事してはったかて、自然的に必然的にこう下げていかないかん様子になってきたら、そういう職員の士気というものも損なわれてですよ、町民の福祉とか、安全安心を守るとかいうて言葉で言っても、それは職員も減って減員というようなことになったら、そういう点も損なわれていくんではないかなというふうに思いますのでね。それはちゃんと計算づくで考えてやってくれてはると思いますのでね。私はなにも職員の給料を上げるのは大いに賛成やけれどね。だけど長期的に考えて、そういうことも考えていかないかんような。これから社会が好景気になってきたら税収も増えてええと思うけれども、今の状況では地方なんかはどうしても苦しいような状況やから、そういうことも視野に入れて長期的に考えてもらいたいなと。それをストップするとか、そんな何は毛頭ないんでっせ。だから、そういうことも考えてこれからやっていっていただかなければ、そんなん苦しい苦しいだけ言ってたらそれで終いということではなしに、一つひとつの事業にしたって、やっぱり考えてですね、今まで合併しなかったということです。それで西和7町ですか、そのなかでもやっぱり財政的にもかなり良いほうになっているような状況でですね、できるだけ崩さないようにやっていただきたいなと、そういうことをお願いしてですね、それで聞かせてもらっただけで、何も人事院勧告を何も反対とかそんなんと違います。そういうことです。頼んでおきます。

委員長

というご意見でございます。他に委員さんのほうで何かございますか。ないようでしたら私ちょっとお尋ねしたいんですけど。

この補正予算のなかです、一旦高齢者の医療費、1割負担の方が2割になると、だれどもしばらく凍結しよう。色んな声があつて凍結しよう。またやっぱり当面1割負担でええんやと。こうやって国が色々変えてきましたら、それに地方が振り回されているという状況があるんですが。これまた費用がかかりますね。私いつも拘ってます。国が言ってきて、町はそのとおり動くんやけれども、その国が言ってきた分、費用としてはね、国はもってくれんのかと、いつも私そこに拘ってお尋ねさせていただいているんですが。これかつてね、お知らせする費用というのは、僅かだといえども、いわば一旦知らせたものをまた取り消す、また変更するってこんな無駄なことを町はさせられる、この費用につきましてね、これ完全に町の自前でやらないかのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

まだ正式な段階での今回の確定というのはなっておりませんけれど、今県を通じて国から説明を受けているなかでは、補助金を出す考えはあるということは聞いております。

委員長

いつもいつも振り回されています。できるだけそういう補助金きちっと出してもらえるように、地方としては声をあげていくべきであると考えますので、お願いしておきたいと思います。

それともう1点、補正予算のなかで、国保のレセプトの関係のなかで、特定健診、これデータ化を義務付けるということになっていると思うんですけどね。そうしましたら、そのデータ化ができない医療機関というのもあると思うのです。この特定健診、今まで基本健康診査ですね、これを受けるのは町内の機関どこでも受けれたわけなんですけど、ただし、この特定健診という取扱いになったときに、データ化が義務付けられるとなると、データ化ができない個人のお医者さ

んなんかでしたら、できない所もあるんじゃないかなというふうに心配をするわけなんです、この特定健診の受診方法については、これまでの基本健康診査と違いがあっただけで、であるというふうに思うんですが、このへんの考え方についてはどうなってますでしょうか。 植村健康推進課長。

健康推進
課長 健康診査にかかりましては、医療機関で受けていただく個別健診とあるいは集まっていたり集団健診という方法がありますが、本町ではすべて医療機関で実施していただく個別健診の方法をとっております。現在は基本健診の場合には、町内の医療機関のみということで行っております。今回、特定健診につきましては、できる限り広い範囲に渡って健診を受けていただくことができるよう、奈良県の各市町村国保会が考えまして、現在、県医師会とそれから市町村代表国保との間で、実施方法について話し合いをもっているところでございます。県医師会のほうもできる限り奈良県内どこでも特定健診を受けることができるよう考えていきたいということで、協力的に言っていただいております。その際にも、先ほど委員長もおっしゃいましたように、この特定健診の報告には必ず電子データ化が条件でありますので、県医師会との交渉がまとまりましたならば、県医師会のほうも各構成の会員にはデータ化をできるように県医師会として配慮していきたいというふうな、話し合いのなかではそういう言葉もいただいている状況でございます。

委員長 このデータ化につきましては、個人の医療機関、個人の開業医さんなんかで十分対応できないところもあるのかなと、そういうところについては今まで基本健康診査受けれたのに、そこで受けれないとかいう医療機関としての開業医さんの立場や、それから受診しやすい、近くで受診しやすかったということ、受診する側も不便なこともあると、そんななかにあってもデータ化のできる医療機関で自由に受けることができますよということにならなければね、こんなとってやって

いけないだろうというふうに私も思いますので。このへんについては十分今後もそういう声をあげていていただいたと考えております。

他に1点目について、質疑やご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2)平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進課長 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。資料3に基づいてご説明いたします。

まず、下段の歳出でございます。第2款の医療諸費、医療給付費で、1億6,300万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。老人医療制度から医療機関に支払います医療の給付費につきまして不足が生じることが予想されますことから増額をお願いするものでございます。

次に上段の歳入でございます。この歳入につきましては、先ほど歳出で説明した費用にかかります財源の内訳となるものでございます。まず、第1款の支払基金交付金で、7,753万3,000円の増額をお願いするものです。また、第2款、国庫支出金では、5,698万円を、県支出金では、1,424万5,000円の増額をお願いするものでございます。第4款の繰入金につきましては、これは老人保健制度上、町が負担するものでございまして、一般会計からの繰入れということで、1,424万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが老人保健特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。
辻委員。

辻委員 これ歳入の負担割合、ちょっとわからないのですけれど。交付金と国庫支出金、県支出金、繰入金の割合。

健康推進 老人保健の医療費にかかります負担割合の、まず原則的な割合につきましても、支払基金交付金が12分の6、それから国庫支出金が12分の4、県支出金が12分の1、町負担が12分の1でございます。なお、老人保健で8割を負担するケース、自己負担が2割という方につきましても、国庫、県、一般会計の公費はございません。すべて支払基金交付金で賄いますので、今回の内訳としましては、先ほど申しました負担割合とは厳密には一致しないということをご理解いただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めていきたいと思っております。
次に、(3)平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

その内容につきましては、人事異動及び人事院勧告等に伴います人件費所要額の補正でございます。資料4をご覧くださいと思っております。

資料4、歳入歳出総括表によりまして説明させていただきたいと思

います。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万5千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億4,740万8千円とするものであります。内容につきましては、先ほど申しましたように職員の人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の増額によるものであります。

まず、歳入予算では、第8款繰入金において、一般会計から職員給与費繰入金113万5千円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款、総務費におきまして、人件費所要額の113万5千円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けしたいと思います。

(な し)

委員長 よろしいですか。ないようですので次に進めてまいりたいと思います。次に、(4)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度一般会計補正予算（第10号）について、住民生活部に係ります部分のご説明を申し上げます。

その内容につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の補正、また、障害福祉費では障害者自立支援特別対策事業に伴います補正でございます。

資料5をご覧いただきたいと思います。

平成19年度一般会計補正予算（第10号）歳入歳出総括表にてご説明いたします。

まず、歳入予算の補正では、第15款県支出金において、民生費県費補助金としまして障害者自立支援特別対策事業費補助金114万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出予算の補正でございますが、第2款総務費におきまして、住民課の人件費所要額182万1千円の増額補正をお願いするものであります。また、第3款民生費におきまして、人件費所要額701万7千円、社会福祉総務費におきまして国民健康保険事業への先ほど説明ございました支援として37万3千円、老人福祉費において老人保健への支援としまして1,424万5千円の増額補正をお願いするものであります。また、障害福祉費におきまして障害者自立支援特別対策事業補助金によりまして、視覚障害者や聴覚障害者に対しまして情報支援に係る機器等の整備を実施したいことから、障害福祉内部事務におきまして52万7千円、療育教室の設備整備を実施するため療育教室の開催におきまして17万8千円の増額補正をお願いするものでございます。また、介護保険事業繰出費において介護保険事業への支援113万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また、衛生費におきましても、人件費所要額607万3千円の減額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、平成19年度の斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けしていきたいと思ひます。いかがでしょうか。 中川議長。

議長 間違っていたらお許しをいただきたいのですが。障害者自立支援特別対策事業補助金が114万1,000円で、事業費が両方で70万5,000円ほどですやんか。これはこういうので、県のほうは認めてくれるのかということをお尋ねしときたいと思ひます。

福祉課長 すいません。説明不足で申し訳ございません。歳入につきましては、今ご質問いただきましたように114万1,000円となっております。今回補正を組ませていただきました事業以外に当初予算で事業費を組んでいるものがございます。その分も補助対象となりましたことから歳入が今組みました歳出よりも大きくなっているところでございます。申し訳ございません。

委員長 他に委員さんのほうで何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

そうしたらないようですので次に進めていきたいと思えます。

次に、(5) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び(6) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)は、同じ事故にかかります損害賠償の額の決定とその予算措置でございますので、一括して報告を求めたいと思えます。

乾環境対策課長。

環境対策課長 各課報告事項の、(5)及び(6)につきまして一括で説明申し上げます。

まず、(5) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。

衛生処理場の職員が清掃業務のために、ごみ収集車を運転している際に乗用車と接触いたしまして、相手の方の車両を破損させ怪我を負わせる事故が、去る7月31日に発生いたしました。この度、相手の方との示談が11月9日に成立いたしまして損害賠償の額が決定いたしましたので、今回、ご報告をさせていただくものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。資料6をご覧いただきたい

と思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

この事故の内容でございますが、先ほど申し上げましたように、去る7月31日の午前8時33分頃でございますが、衛生処理場職員の吉田尚訓が運転するごみ収集車が、興留5丁目15番22号先の交差点を左折しましたところ、前方から車が来たため道幅が狭く対向できないということから、道を譲るために左後方に後退いたしましたところ、後方に停止していた武田安央様が運転する普通乗用車に接触いたしましたして、車前方の一部を破損させてしまいました。また、この事故により武田様は首を傷められたということでございます。この事故につきましては、職員の吉田尚訓がごみ収集車を後退させる際に、サイドミラーとバックモニターで一旦後方を確認しております。その時は、左折するために大きく回りこんでいたために、後方の車を確認できなかったということでございます。前方から来ている乗用車の運転手に待たしては悪いということから早く道を譲らなければならないという気持ちが強すぎて、後方を何回か確認しながら後退することを怠ったことにより生じた事故でございます。この事故によります武田様の車の修理代金等といたしまして46万6,000円、けがの治療代金等といたしまして19万890円、合計で65万6,890円の損害賠償を行うことで、11月9日に武田安央様と示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

事故を起こしました職員の吉田尚訓は、7月3日にも物損事故を起こしておりまして、度重なる事故を起こしておるということから、前回の事故の反省が活かされていないという結果となっており、誠に残念で遺憾に思っているところでございます。職員には、8月7日付けで口頭注意処分を行うとともに、示談が成立するまでの11月9日までの間、ごみ収集車の運転を禁止したところでございます。また、ご

み収集員全員に対しましては、改めて担当部長から、同乗している収集チームの連帯責任によって安全確認を行うこととし、車を後退させるときには助手席の者が降車して後方確認を行うなど、徹底して安全運転をするよう訓示したところでございます。また、ごみの収集に使用しているごみ収集車のすべてに安全運転と、収集チームでの安全確認について、ごみ収集中にいつでも目につくように啓発ステッカーを車内に貼付いたしました。また、10月24日には西和警察署から交通課長の篠田様を講師として招きまして、安全運転の講習会を実施したところでございます。さらに、毎月月初めと中旬には私がごみ収集に出発する前に、安全運転と収集チームでの安全確認について、再度注意を喚起しているところでございます。また、安全運転管理者である班長からも、毎日収集に出発する前に安全運転に心がけるよう指導しているところでございます。こういったことを考えながら事故の再発防止に取り組んでおるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、(6) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)でございますが、資料7をご覧いただきたいと思っております。

まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億5,914万9千円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の4ページを開けていただきたいと思っております。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入に自動車損害共済金といたしまして、65万7千円を増額補正するものでございます。続

きまして、5ページの歳出では、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして65万7千円を増額補正するものでございます。

なお、(5)及び(6)の2議案につきましては、12月定例議会の初日にご報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めてまいりたいと思います。

次に、(7)奈良県後期高齢者医療等の事務スケジュールについて、報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 後期高齢者医療等の事務スケジュールについてということでございますが、後期高齢者医療の議会がまもなく開催されますのでこの件につきましても、あと国民健康保険の事務のスケジュールについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、後期高齢者医療についてでございます。来る11月26日に奈良県後期高齢者医療広域連合の議会が開催されることとなっております。この議会では、広域連合に係ります後期高齢者医療に関する条例(案)が上程されることとなっておりますが、このなかで、保険料率、又は健康診査の実施などについて審議されることとなっております。この条例案のなかで保険料率についてでございますけれども、まず、後期高齢者の保険料につきましては均等割額と所得割額の二つの方式が採用されまして、まず均等割額では年額3万9,900円、一人当た

りということですね、それから所得割額7.5%と条例案では規定されておるところでございます。これによります一人あたりの平均保険料額は年額8万3,400円ということでございます。なお、国保と同様に賦課限度額がございまして、年額50万円ということでございます。低所得世帯の軽減につきましては、国保と同様に規定をされているところでございます。この条例案につきましては、広域連合議会で審議されることとなっておりますが、このほかにも広域連合で決定されました重要事項がありましたら、随時本委員会にもご報告申し上げていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、国民健康保険に係る事務のスケジュールにつきまして、先般の当委員会でもご説明を申し上げたところですが、当初12月議会で審議をお願いしようと考えておりました国民健康保険税条例の改正につきましてですが、いわゆる国保税率の改定につきましてですが、この国保税率の算定基礎となります必要賦課総額を求めるに際しまして必要となる基礎数値等につきまして、国から今だ明確に示されていない部分がありまして、関係事務を進めることができない状況となっております。国からは11月中には確定するという内容のことは聞いておりますが、仮にそうであったとしても、その後、十分な検証を行いまして、また国民健康保険運営協議会にもご協議をいただく必要もございます。このことから、12月議会への上程は見送らせていただきまして、次回の3月議会で審議をお願いしたいと考えておるところでございます。この3月議会では、予算と同時にご審議いただくこととなりますけれども、予めご了解のほどよろしくお願いいたします。

また、特定健診につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、県医師会と市町村代表国保との間で実施方法について話し合いをもっておりまして、もし話し合いがまとまれば、奈良県内の医師会員の医療機関であれば、どこでも特定健診を受けていただけるよう進めていくということで、現在、県医師会と話をしているところでございます。

以上で、後期高齢者医療等の事務スケジュールについての説明とさ

せていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、委員皆さんのほうで何かお尋ねしたいことがございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

今の説明のなかで、国保税率の改定が十分対応しきれないということのなかで、3月議会におっしゃっておられました。この件ですね、前期高齢者といわれる方々が年金からの天引き、特徴、特別徴収という考え方も示されているなかで、国保税がなかなか決まらない。そしてまた、国保税そのものは今まで普通徴収を基本として、8期での徴収をしてきていただいているわけですが、特徴になりましたら、年金2ヶ月に一度で、特徴になりますと納期が6期という形になってくる。普通徴収は8期そのままですらうと思えるんですが。税率も決まらないままで、特徴のスタートもできないというところで、来年度ですね、徴収についてどんな風な徴収の仕方になるのかというのが、ちょっとここで私も疑問を感じているところなんです。普通徴収から特徴へと変っていく、しかも税率も決まらないなか、担当とされてもご苦労はあるだろうと思うのですが。ここにつきましてですね、ちょっとこれは本当に住民さんに直接関わることで、我々もまた住民さんから何を尋ねられるかわかりませんので、確認をきちっとしておきたいと思しますので、ご説明をお願いしたいと思います。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

現在、国民健康保険税の納期は、普通徴収しかありませんけれど、これは8期でございます。特別徴収ということで年金からいわゆる天引きをするという場合には、委員長おっしゃいましたように、年金支払月、偶数月ということになります。年6回ということになります。この方式をとりますと、前半の3回、4月、6月、8月については、保険料率が通年でありましても、正確なその年の保険料額が決定していないということで、まず仮徴収ということになります。後半の3回、10月、12月、2月につきましては、その年度の保険料額を決定し

て、仮徴収を差し引いた額を今度は本徴収するという方式を採ります。平成20年度につきましては、保険料率の改定を3月議会をお願いするということから、前半は特別徴収をすることができません。後半の10月から特別徴収をしていくという事になります。従いまして今考えておりますのは、仮徴収はまずしないという事で、本課税をしてから半分を9月までの普通徴収の納付で納めていただき、残りの額を後半の特別徴収で納めていただくという形になろうかと考えております。

委員長

ややこしなりますね。また住民さんからの問い合わせも多いただろうし、いろんなご質問あると思いますが、健康推進課におかれましてもこの辺の対応、大変だろうと思いますが丁寧にご理解いただけるような対応をしていっていただきたいと思います。私たちも住民さんからお尋ねがございましたら説明出来るようにしたいなという風には思っておりますが、なにぶんお年いかれてる、前期高齢者と言えどもお年寄りですのでね。なかなかこうやっているいろんな制度が変わってくる中で、複雑で分かりにくいと、何べんも同じ事尋ねはるかも分かりませんが、そこは丁寧に対応していっていただきたいという事をお願いしときたいと思います。

他に委員さんの方で何かこれにつきまして、ございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員

今、後期高齢者医療の事務スケジュールという事で色々説明いただきまして、これも委員長言われるように、お年寄りですので、なかなか理解されにくいというのが一つあります。最近また年寄りのいろんな法律も変わってきてますし、なかなか理解しにくいという事がありますので、出来るだけ詳しく説明したってもらえるように、やっぱりPRも大事やと思う。特に年金でも65歳以上の高齢者、控除額がなくなって年金にもかかる人がたくさん出てきますし、またその辺で社会保険庁から何か色々書類も送ってきてます。書き方分からないとか

いろんな事も、一つの例ですけども、特にこういう法律とか変わる時は出来るだけ早めにお年寄りに示していただきたいという事を要望させていたきたいと思います。

委員長 そしたら要望という事で。

辻委員 はい。

委員長 私ももう一点ちょっとお尋ねしときたいんですが、ただ今後期高齢者の事務スケジュールの中で課長の方からですね、奈良県の均等割、所得割の考え方が議会、広域連合議会の方にこれからご審議いただくんですが、案が示されているという中で、平均が8万3,400円という事でご報告があったと思うんですが、この平均の数字というのは全国平均、先にね、厚生労働省が出していた全国平均よりかなり上回っているんじゃないかなという風に思うんですが、この前確か厚生労働省が出していた全国の平均7万4,400円だったように思うんですけれどもね。それから言いましたら奈良県はちょっと保険料高いんだなという風に思っているんですが、そこについては、担当の方ではどんな風な見解をお持ちなのか、ちょっとお尋ねしときたいと思います。

健康推進 確かに国が平成18年度に示しました推計値は7万4,400円。
課長 今回奈良県の平均は8万3,400円という事でその差9,000円という事でございます。ただ、国の試算値はいわゆる純粹に医療に要した給付部分しか算定の基礎になっておりませんで、本来、この保険料に含めるべき保健事業に関する経費でありますとか、審査支払手数料あるいは財政安定化基金、万一の支出が増大になった時のために予め蓄えておく財政安定化基金への拠出金。あるいは葬祭費、これらについては国の試算値には含まれていなかったという事です。今回県の8万3,400円にはこれらの経費が含まれているという事がまず一

点。

それからもう一点は所得係数というのがございまして、奈良県の後期高齢者の所得が全国平均よりも若干多いという事で、全国平均を1とした場合、奈良県は1.06だという事がありまして、それに所得が全国平均よりも若干多いという事によります国からの調整交付金、いわゆる補助金ですけれども、これが減額されると。その部分を保険料に上乘せしないとイケないという事がありまして、これらによります差が9,000円という事でご理解いただけたらと思います。

委員長

よく分かりました。国も試算する時に出来るだけそういう数字もちゃんと入れて予想して試算してほしいものだな、という風に今の説明を聞いて思いましたけれども、内容については分かりました。

他に委員の皆さんの方で、この件に関しましてお尋ねございましたらお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、以上をもちまして各課報告事項については、終わらせていただきます。

続きまして、4. その他について、各委員より質疑等がございましたらお受けしたいと思いますが、その他についていかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員

昨日、建設水道常任委員会がありまして、その他の事項で私が3つばかりお願いとかありまして、ちょっと役場において暇つぶして家へ帰りましたら、3件とも既に全部対応済みでした。ものすごい感激したというか、さすが斑鳩町の職員さんだなと思いました。やっぱり早く対応するというの是一個の自治体の鉄則だろうと思います。すぐやる課があった時代があったんでしょうけど、意外と言ったら失礼ですけども、本当に早くやってもらうっていう事は、住民にしたら今日

言って今日こういう対応をしてもらいましたよ、と住民に説明しますと住民も大変感激してくれました。例えば誰でも町内会で、税金ばかりたくさんとって、住民に対してのサービス低下しているじゃないか、というような話をよく受けたんですけども、例えばこの地区の草刈りを町にやってもらえないかというのは私の方にくるようになりまして、いや、これはやっぱり町も人間が少なくなっている状況であるし、これは町内会で対応すべきものじゃないかと言いますが、町の人たちもなるほどそうかと思って、じゃあ町内会でやる事にしましょうという風に納得してくださるような状況が生まれてきました。町の方からも確かにこれは住民でやってもらわなあきませんよ、という話は来ているんですけども、町から強くやりますと住民というのは変なものでまた反発すると。中に一人立つ事によっていろんな解決方法が出てくるんだなとこの頃思っておりますので、今後とも一つよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 素朴な何か感想を述べていただいたようなんですが、その他について委員の皆さんの方から何か質疑、ございませんでしょうか。

木田委員。

木田委員 うちの家の傍のですね、給食屋さんとかラーメン屋さんのところから排水で出てくる残飯を狙ってか知らんねけど、この頃ものすごい事カラスが朝早くからもうてきてますねけどね、その畑とかそういうところ駆除が年に2回くらいやっておられると思いますねけど。私らが住んでおる地域のそういうカラスが何十羽とかいうて電線止まったりしたりして下へ下りてきたりしたら、何か気色悪いという何ありますねけど。その対策について何か名案というのか、何かあったら教えていただきたいなと思いますねけど。やっぱり田んぼの方ではあーっと追われたら住宅地とかあるいは餌のあるようなところへ集まってくるような事があると思いますねけど。それについて町としてですね、そんなん飛んできよるやつ仕方ないの違つかという事でなしに、何かカラス

対策というようなものを、いうたら植えたるような野菜とかいろんな農作物についての被害はうちの柿の木でも色々といっぱい突付かれてるような状況ですね、それを柿の木全体を覆うような事はなかなか出来ないんでね、何かそういう風ない方法ないのかなという風に考えてですね、町に相談したらいい名案出てくるの違うかなと思いますねけど、何かそういう案はないですかね、カラス対策っていう。

環境対策課長 カラスにつきましては野生、当然鳥でございますので、これはなかなか賢い鳥だという事でこれを退治するというのは非常に名案というのか、なかなかないと思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいたように農業サイドで駆除という形であれば、廻っていただいていると思うんですけども、環境面で申し上げますと特に特別な方法っていうんですか、それはございません。

木田委員 動物保護団体がそうしてむやみやたらに駆除したら怒られるか分からへんですねけどね。電線の上に止まったりずらっと止まったりして、下を歩かはる人に糞がかかったりというような、そういう状況がやっぱり起こり得ると思います。その電線、電柱の下へ行ったらいっぱい、やっぱり糞がだんだんとたまってくるような状態ですのでね。だから田んぼとかそういうところに食べ物がなくなったら飲食店関係の排水の方に群がってくるのか分かりませんねけど。やっぱりそういうところに対しても、そのまま流してはらへんと思いますねけど、浄化っていうんですか、そういう餌になるようなものを流さんように、指導してもらったですね、もうちょっと少なくなんのではないかなと思いますねけど、やっぱりそれは営業してはねから、それらについても協力をお願いしたらええのんではないかなと思いますねんけどね。

委員長 今、木田委員がおっしゃられてる件につきましては、観光産業課なども所管をするような内容もございますが、ただし食品衛生上ですね、ごみの問題としての環境対策課としての立場の考え方も持っていた

きたいと。ですから、以前から申し上げてますように行政を縦割りにするのではなくて、横断的に行っていただきたいという中では、今、木田委員がおっしゃられた内容につきましては十分、観光産業課などとも連携をとりながら、カラスというのは非常に大きいです、小さい子どもさんなんかには飛び立つ時にでも当たってもケガをするような状況だとか、そういった心配もございますので、町民皆さんの安心や安全、そして木田委員がご心配なさっているような内容なども含めましてね、やっぱり観光産業課などと環境対策課も協力をしながら、今後もこういうカラスの対策について色々と考えていただきたいという風には思いますけれども、それにつきまして、何か考え方がございましたらご答弁。 芳村副町長。

副町長

以前は鳩公害での対策について苦労いたしましたけど、最近鳩も害を及ぼすという事がなくなった、また苦情もなくなった。鳩というのはカラスとちょっと違うような鳥でございますから、そのカラスの対策については非常に難しいと思います。これも斑鳩町だけやなしに、他の町村でもカラスについての問題で、被害で苦労してるところもあると思います。そういうところを一回、調査いたしまして、もしもカラスの害対策を実施されているところがあるならば研究をしたいと思います。それと色々沿道サービスを行っておられる店舗に対する排水の問題ですが、まず下水道の促進が大事だと思いますけれども、各店舗には浄化槽を設置していただいて、その中での汚水処理をしていただいていると思うんです。けども浄化槽そのものがそのまま出よるという事もございますので、こうした事については町としては環境パトロールの中で監視していきたいと思います。

委員長

木田委員、よろしいですか。

木田委員

よろしく頼んでおきます。

委員長

他に委員さんの方でその他について、何かございませんでしょうか。辻委員。

辻委員

8月ですか、ふれあい旅行、里親を行かせてもらいましたけど。ちょっと議員として行ったんか、初めは私らもボランティアみたいに行くと思ってました。日当ついてた感じもありますので、なかなかちょっとこう、議員が行くのがちょっと、個人的な考えですけども、あんまり世話してするのも議員として難しい。また職員から予定表も、行ったらその日にあんたは何担当やという事を、後で見ただけであって、出来たらもう少しこう、ボランティアで行くのか議員としての公務で行くのか、これやったら日当出たら公務みたいな感じになってるし、それやったらもう少し事前に何してほしい、これは、あんたはこういう担当ですよ、というのを事前に知らしてほしい。行って私も、1泊で行った時は風呂の担当に、ところが行って後で部屋で見たら風呂場担当やという事で、行ったらもう既に終わったというような感じで、その辺で何か間に合わない。議員やから職員が言いにくいという反面もありますけど、出来ましたら次回もこういうような事をされるんでしたらその辺も十分、委員会の計画もお願いしたいですけど。出来ましたら限られた人数いてますんで、その辺はもう少しご配慮、事前にあんたはどういう担当をしてやとかこういう事をするという打合せを十分してもらわん事には何か、何してええか分からんような感じもあります。それとこれ、何年か前からされてますけど、特に議会、町から要請あって議会から行くいうたんか、町から議員さん来てほしいという要請あったのか、その辺も私もちょっと分かりませんねけど、出来ましたらちょっと行くのがええのか行かないのがええのか、ちょっと私も色々意見、どうかなっていうのは、皆さん今まで厚生常任委員会は行かんなんという事では事前に聞いてましたけど。行った時の感じはもう少しやっぱり議会議員にこういう、言いにくい分かりませんが、こういう事をしてやと、辻議員は辻議員であんたは何の担当やという事を事前にやっぱり知ったら、ああいうある程度世話も出

来んのかなと思いますけど。それも世話もなかなか難しい問題出てきますけども、その辺も次回のふれあいの時までには色々もう少しやっぱり理事者の方と我々の方が委員長ともお話ししながら詰めていきたい。ちょっと、行った時に満足いくお世話が出来なかったというのがはがゆいというか、職員が言えないというのは一つにありますけど。それとボランティアで行くのがいいのか、その辺ちょっと、通帳見たら日当入ってたから、その辺でちょっとどうかなってというのは、ちょっと複雑な感じを持ってるという事で。特にどうしようという事は思い浮かばない、私もどないしたらいいのか分かりませんが、今までの慣習で議会として行ってんねんやったらそれを行かないという事も言えないやろうし。そしたら議会として行くんやったら、やっぱり私個人としてはボランティアみたいな感じで行かしてもらったら、議員の立場やなしに、一人のボランティアとして行かしてもらったら職員の方も言い易いのかなという感じもします。その辺も今後ちょっと検討をお願いしたいと思います。以上です。

委員長

大変理事者側から答えにくい事を辻委員が申し上げたかのように私も思います。議会の中でもこの件について、議員同士で話し合うという事もしないまま、これを理事者側にぶつけるというのも、理事者側としても受け止めは大変だろうと思いますが。ただし一点、今、辻委員がおっしゃられた中でありましてけれども、議会からお手伝いに行かせていただくという事についてですね、理事者側はそれについてどういう風にお考えになっているのか、という点については明らかにしておいていただけたらという風に思います。

西本住民生活部長。

住民生活
部長

今年の7月、8月のふれあい旅行、それからふれあいの集い、一日里親会につきましては、委員皆様方にはお忙しい中、お手伝いを賜りまして誠にありがとうございます。この事につきましては、町といたしましては来ていただけます事につきましては非常に助かっていると考

えているところでございます。また、辻副委員長からのご意見につきましては、確かに言い難い部分もあるのでございますけれども、この件につきましては厚生常任委員会の委員長及び副委員長様等とまた事前にご相談申し上げて進めていきたい。そして今おっしゃっていただきました事前の説明につきましても今申しましたように委員長、副委員長様とご相談申し上げて出来るだけ早くご説明を申し上げるようにして参りたいと、このように今は考えている次第でございます。以上でございます。

委員長

それとですね、日当の件が出ておりました。心身の場合は泊りがけで県外へ出て行きますので、そうしますと2日分の費用弁償が出ておりました。そして一日里親会では、子どもさんたちと一緒に、やはりこれも兵庫県の方へ今年は行きましたので、県外出張という事で費用弁償ついておまして、そして身体障害者ふれあいの集いにつきましては県内という事で、県内出張の場合は費用弁償はつかないという事で斑鳩町の条例で決められておりますので、身体障害者ふれあいの集いについては費用弁償ついておりませんでした。これにつきましては、確かに辻委員がおっしゃられたように日当ですね、費用弁償3,000円がついておりました。これにつきましては、処理がどういう風にできるのか、私たちもこういう時ですのでね、この日当についてどう考えたらいいか、という事も思っておりましたけれども、これはこれでまた町も、そしてまた議会の方でもこのあり方については、そんなすぐに答えの出るものでもないですし、そして理事者側からも一方的に言い難い問題もあるだろうと思っておりますので、これらにつきましては、議会としてもこれからちょっと検討していきたいという風に思っておりますので、それでご理解いただきたいという風に思います。

辻委員

一応、感じた事をちょっと言うただけで、あとまた委員会と議会と、理事者側も相談しながら出来ましたら円満にいくような形で、もし行くのだったら我々はもう少しお手伝いもしたいという気もありますけ

ど、またあんまり過剰、でしゃばっていてもあかんような気もします
ので、その辺をちょっとうまい事調整出来たらなという気もするから、
すぐに出来ませんので次回までに理事者と議会と話し合いをする機会
をもっといただきたいという事を要望させていただきます。

委員長 吉野委員。

吉野委員 今のお話について、辻副委員長さんから感想をお話しをした事
がありまして、全く副委員長並びに委員長、賛成いたします。ただ、そ
れに参加してみますと本当に表面では分からないようないろんな場
面でご父兄なりのご苦勞がよく分かりまして、特別に厚生常任委員じゃ
なくても議員としてはやっぱり参加した方がいいんじゃないかなと思
いました。また町長も一生懸命やっておられるのを見ると、これやっ
ぱり議員というものは報酬とか手当とか関係なしに広く一般からでも
募集して参加すべきものかなということに、私も感想ですけど、思
います、以上です。

委員長 それぞれの委員さんからそういったご意見などをちょうだいしま
したので、また今後これらにつきまして、協議をしていきたいという風
に思います。

他に。 木田委員。

木田委員 ペットボトルの処理についてですね、今までは町が費用を払って
ですね、ビニールとペットボトルの処理はされておったと思いますね
けど。今何か報道によりますとペットボトルの価格が高騰してですね、
1トン4万円位の値段がついておるといふ風な、マスコミで報じられ
ておりましたね。だから今現在ですね、町はそれに対してどういう風
な処理で費用っていうんですか、払ってはんのか、あるいはそれを引
き取ってもろて何らかのお金をもろてはるのかですね、その点どう
いう風になってんのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

環境対策
課長

ペットボトルの引取りでございますけれども、今現在は容器包装リサイクル協会を通じまして指定業者に引渡しをしております。これにつきましては処理費用につきましては費用はかかっておりません。来年度から逆にその処理費用、売却費という事で費用をいただけるという事で、割合についてはまだ決まっておりますけれども、来年度以降は費用を町にいただけるという事を聞いております。以上でございます。

木田委員

だからね、来年度からそういう風に決まってるというような事やったらある程度前もってですね、やっぱりみんなに理解してもらって、そしてもうそこら辺りへほかさずに、やっぱりちゃんと町民の方に出してもらえるように、前もって啓発していかんないかんのではないかなと。結構やっぱりペットボトルというのは、飲んでしもたら車からでもぱっぱとあっちこちのところにほったるような状況ですので、そういう風なんも、やっぱり止めてもらうためには、それも資源になるという事をみんなに分かっていただいて、僅かながらでもやっぱりそないして1トン4万円という事であれば、斑鳩町は今現在どんだけ処理してはるか、ちょっとその数量的な、ペットボトルに限定した、ちょっと分かりませんねけど。やっぱりそれもお金に返ってくるという風な状況になると思いますので。来年度からそういう風なもんも費用いただけるというような事も今、報告受けたんですけれども、僅かながらでもですね、それがやっぱり道路とか堤防とかにほかされてるよりは、それがまた資源に戻っていくという方がベターと思いますので、やっぱりそういう事を今からも町民に周知していただけるようにですね、方法をとっていただきたいと思います。そのようにペットボトルも資源であるという事ですね、お願いをしていただきたい。たぶん中には、ビニールごみの中にペットボトルも入れたるような状況やと思いますので、そういう事のないようにですね、ビニールとペットボトルをちゃんと分けていただけるように、町民の方にそういう啓発を

していただきたいなという事をお願いしたいと思います。

委員長

ビニールごみの袋にはペットボトルや白トレイは入れないでくださいと書いてありますが、非常に小さい字ですしね、書かれてるのは書かれてるんですけども、今せつかくの木田委員のご意見です。来年度からそうやって有償で、逆に町の方に還元されるという事であればやはり積極的に住民皆さんに啓発するのは町として当然の姿勢であるという風に思いますので、その辺につきましても今後更なるご努力をお願いしていただきたいと思います、私の方からもお願いをしておきます。

他に委員さんの方でございませんでしょうか。

(な し)

委員長

よろしいですか。

それでは、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、副町長のご挨拶をお受けします。
芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これもちまして、厚生常任委員会を閉会させていただきます。委員皆様、また理事者の皆様ご苦労様ございました。

(午前10時51分 閉会)